

パワーサポートプラス外貨定期預金＜愛称:パワーサポートプラス＞

契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- ① この預金は、外貨定期預金です。外貨定期預金とは、外貨預金(円貨以外の通貨を預け入れる預金)のうち、あらかじめ預入期間を定め、原則として満期日前にお客さまからの解約の要求に応じないことを条件としている預金です。
- ② この預金には、「お客さまの判断により預入通貨を他の通貨に変更することができる特約」が付いています。お客さまは、預入日から満期日前日までの間、何度でも預入通貨を他の通貨(円、米ドル、ユーロ、カナダ・ドル、英ポンド、豪ドルまたはニュージーランド・ドルのうちいずれか)に変更することができます。ただし、通貨の変更を行う都度、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。そのため通貨変更を多く行うほど、元本割れのリスクおよびその程度が大きくなる傾向にあります。
- ③ この預金の利息は、中間利払日および満期日に、円貨で支払われます(当行所定の計算により預入通貨建てで算出された利息金額が為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)で円貨に交換されます。)
- ④ この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金の解約に応じる場合には、当行所定の計算方法により預入元金から既に支払われた中間払利息の合計額を差し引いた残額のための払い戻しに応じます。
- ⑤ 外貨預金には為替変動リスクがあります。この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑥ 外貨現金によるお預け入れ・店頭でのお引き出しはできません。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- ⑦ この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

手数料について

- ⑧ 円貨から預け入れの場合は、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で外貨に交換されます。また、払戻元金を外貨から円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- ⑨ この預金の利息は、円貨で支払われます。中間利払日または満期日における外貨建利息は、当該各中間利払日または満期日の当行所定の時間における為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)で、円貨に交換されます。なお、通貨の変更があった場合、通貨変更日の当行所定の時間における為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)で、通貨変更日における外貨建利息を、その都度、円貨に交換します。
- ⑩ 通貨変更を行う場合または外貨普通預金に払い戻された預入元金を当該通貨以外の外貨に交換する場合には(当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。通貨の変更を多く行うほど、元本割れが生じるリスクおよびその程度が大きくなる傾向にあります。
詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	パワーサポートプラス外貨定期預金(愛称:パワーサポートプラス)
2. 商品概要	- 外貨預金(円貨以外の通貨を預け入れる預金)のうち、あらかじめ預入期間を定め、原則として満期日前にお客さまからの解約の要求には応じないことを条件としている預金です。 - お客さまは、預入日から満期日前日までの間、何度でも、下記6. に従い、この預金の預入通貨を他の通貨に変更することができます。 - 利息は、円貨で支払われます。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入期間	6ヵ月または1年のうち、いずれかの期間をお選びいただきます。なお、通貨変更の有無にかかわらず、満期日の変更はできません。 - 満期日は原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。 - 預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。
5. 預入方法・預入通貨・最低預入金額・預入単位	(1)預入方法 一括預入。ただし、次のいずれかの方法によります。 - お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金から預入通貨に交換後、同通貨のこの預金への振替入金 - お客さまのパワーフレックス口座の外貨普通預金から同通貨のこの預金への振替入金 (2)預入通貨 米ドル、ユーロ、カナダ・ドル、英ポンド、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただきます。また、下記6.に記載された通貨変更を行う場合には、預入通貨を円貨に変更することも可能です。 (3)最低預入金額 米ドル、ユーロ、英ポンド : 5,000 基本通貨単位以上 カナダ・ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル: 10,000 基本通貨単位以上 (4)預入単位 1 補助通貨単位
6. 預入期間中の通貨変更	お客さまは、預入日から満期日前日までの間、何度でも、この預金の預入通貨を他の通貨(円、米ドル、ユーロ、カナダ・ドル、英ポンド、豪ドルまたはニュージーランド・ドルのうちいずれか)に変更することができます。なお、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入日当日の通貨の変更はできません。 - 一回の通貨変更において、預入元本を分割し、それぞれについて別個の通貨への変更を指定することはできません。 - 満期日に通貨の変更を行うことはできません。 - 通貨の変更は、為替手数料を含む当行所定の為替レートを適用のうえ、当行所定の計算により行われます。
7. 満期処理方法	- 満期日に、元金を満期日の通貨のまま、お客さまのパワーフレックス口座の同通貨の普通預金に入金します。 - 自動継続のお取り扱いはできません。
8. 利息	(1)適用金利 - 通貨の変更がない場合には、預入通貨の預入時における店頭表示の金利(約定金利)を満期日まで適用します。 - 通貨の変更があった場合には、変更日以降は変更日における変更後通貨の約定金利を適用します。具体的な金利については通貨変更の都度、店頭、または新生パワーコール等へお問い合わせください。 (2)利払頻度 - 預入日の翌月の応当日を初回の中間利払日とし、以降毎月の預入日の応当日(中間利払日)および満期日に当行所定の計算により分割して支払います。なお、預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない月の場合には、月末日を中間利払日とします。 (3)計算方法 - 中間利払日または満期日に支払う利息は、直前の中間利払日(初回は預入日)からその中間利払日または満期日の前日までの日数および適用金利により計算した利息額を、当行所定の計算により、円貨に換算して算出されます。 - なお、直前の中間利払日(初回は預入日)からその中間利払日または満期日の前日までに通貨の変更があった場合には、各変更日において直前の利息計算日(当該変更日以前の預入日、中間利払日または変更日のうち当該変更日の直前の日をいいます。以下同じ。)から当該変更日の前日までの日数および適用金利により計算した利息額を当行所定の計算により円貨に換算した額と、直前の変更日から中間利払日または満期日の前日までの日数および適用金利により計算した利息額を当行所定の計算により円貨に換算した額とを加算することにより、その中間利払日または満期日にお支払いする利息額(円貨)を算出します。 - 利息計算時の預入通貨が外貨の場合については付利単位を1補助通貨単位とし、利息計算時の預入通貨が円貨の場合については付利単位を1円として、それぞれ1年を365日とする日割計算を行います。この際、外貨については端数を四捨五入し、円貨については端数を切り捨てます。

	(4)利息支払方法・通貨 ・ 利息計算時における預入通貨の種類にかかわらず、円貨によるお支払のみとし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。 (5)満期日以降の利息 ・ 満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金に入金されたこの預金の払戻元金にかかる利息は、当該通貨の普通預金金利を適用することにより計算されます。
9. 中途解約の取扱い	この預金は、原則として満期日前に解約することはできません。 ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、当行所定の計算により預入元金から既に支払われた中間払利息の合計額を差し引いた残額のための払い戻しに応じます。
10. 為替変動についてのご注意	・ この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。 ・ また、この預金への預け入れを預入通貨以外の外貨から預入通貨に交換して行う場合、為替相場の動向によっては、払戻元金を当初の外貨に換算すると当初の外貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
11. 為替手数料およびその他手数料	・ 預入通貨の外貨普通預金からこの預金への預け入れや、預入通貨の外貨普通預金への元金払い戻し・利息の入金に手数料はかかりません。ただし、円貨や預入通貨以外の外貨から交換して預け入れの場合、預入元金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で外貨に交換されます。また、払戻元金もしくは利息を外貨から円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・ 中間利払日または満期日における外貨建利息は、当該各中間利払日または満期日の当行所定の時間における為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)で、円貨に交換されます。なお、通貨の変更があった場合、通貨変更日の当行所定の時間における為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)で、通貨変更日における外貨建利息を、その都度、円貨に交換します。 ・ 通貨変更を行う場合または外貨普通預金に払い戻された預入元金を当該通貨以外の外貨に交換する場合には(当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。 ・ 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。また、預け入れ方法・引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照いただくか、店頭、または新生パワーコール等へお問い合わせください。
12. 付加できる特約事項	ございません。
13. 税金の概要	利息 : 源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。 為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優 : お取り扱いできません。 詳しくは、お客さま自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
14. 預金保険	預金保険の対象外です。ただし、預入通貨が円貨の場合には、預金保険の対象となります。
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
16. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
17. その他参考となる事項	・ 通貨の変更を行った場合の変更取引はお取引レポートには表示されません。通貨変更の履歴等をご希望のお客さまは店頭、または新生パワーコール等へお問い合わせください。 ・ 外貨預金のお預け入れやお引き出しにつき、店頭やATMにおいて、外貨現金の取扱いはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。
18. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
19. お問い合わせ先	窓口または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

外貨預金に関わる手数料等について

(1) お預け入れとお引き出しに関わる手数料等

お預け入れ方法	手数料等
円普通預金からのお振替 他の通貨の外貨預金からのお振替	円貨または他の通貨を預入通貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。お預け入れ・お振替に手数料はかかりませんが、外貨送金のお受け取りに当行所定の事務手数料がかかります。詳しくは窓口または新生パワーコールなどでご確認ください。
お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し	・ この預金の元金を外貨普通預金に入金したうえでのお取扱いとなります。 ・ 外貨を円貨または他の通貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
円普通預金へのお振替 他の通貨の外貨預金へのお振替 外貨でのご送金に使用	・ 店頭での外貨送金のお取り扱いはしていません。 ・ 外貨送金する場合は事前にGoレミット新生海外送金サービスにお申し込みいただく必要があります。また別途送金手数料がかかります。

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

- 「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合
(この預金の外貨建利息額が円貨に換算される場合を含みます。)
1 米ドルあたり最大 5 円、1 ユーロあたり最大 5 円、1 豪ドルあたり最大 5 円、1 ニュージーランド・ドルあたり最大 5 円、1 カナダドルあたり最大 5 円、1 英ポンドあたり最大 5 円 50 銭、その他通貨の場合、1 通貨単位あたり最大 5 円 50 銭(片道)です。
 - 外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合 (当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)
(通貨変更に伴い預入通貨を他の外貨に交換する場合を含みます。)
一方の通貨に最大片道 0.02 を乗じた金額が為替手数料としてかかります。
- ※上記の為替手数料は上限額であり、お預け入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定の TTS レート、TTB レートをご確認ください。